平成２３年（フ）第１５３１号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番30―401号
債務者　永田三喜男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５３５号
大阪府寝屋川市対馬江西町９番11号
債務者　巽　　喬
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４０号
大阪府枚方市磯島茶屋町21番２号
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４１号
大阪府四條畷市南野４丁目９番８号
債務者　井上　正治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
川崎市幸区小向仲野町１番27号　第二ペアーハイツ202
債務者　竹内きよみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
岡山市北区奉還町４丁目３番21号　サンコスモマンション201
債務者　廣重　研二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
岡山市北区高柳東町13番71号
債務者　福田　博隆
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
岡山県赤磐市山陽７丁目２番４―205号
債務者　西野　砂織
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１号
横浜市神奈川区大口通139番地15　スカイコート横浜大口第２―503号
債務者　武藤　博則
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
横浜市南区弘明寺町字前田151番地　メゾンドルチェ102
債務者　後藤　　強
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００号
横浜市青葉区奈良４丁目１番地１　ルクサージュあおば山の手台Ｅ―303号
債務者　井出麻衣子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５０号
神奈川県鎌倉市二階堂470番地
債務者　杉山　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１６号
横浜市都筑区荏田東３丁目１番12―303号
債務者　新井真智子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２７号
横浜市中区本牧大里町９番９―202号
債務者　生田　由紀
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６号
京都市南区西九条森本町80番地
債務者　竹田　良美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
広島県福山市三吉町３丁目４番３号　3、旧住所広島県広島市安佐南区八木５丁目27番13―203号
債務者　開運堂こと　三口　光雄
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係